

(加給年金)

夫婦共に厚生年金に 20 年以上加入したときの加給年金受給の流れは？

ご相談・ご質問

夫が 59 歳、私(妻)が 50 歳。

夫婦共働きで、夫婦共に厚生年金には 20 年以上加入しています。

加給年金の受給要件を調べたところ、夫婦共に 20 年以上の厚生年金加入期間がある場合、加給年金が支給停止になると書いてありました。…ということは、私たちには加給年金は支給されないのでしょうか。

お答え

夫婦共に厚生年金に 20 年以上の加入した場合の加給年金

加給年金は、配偶者への扶養手当のような意味合いがありますので、(厚生年金 20 年以上加入している)夫の年金に妻を対象とする加給年金を支給、もしくは(厚生年金 20 年以上加入している)妻の年金に夫を対象とする加給年金を支給 という形になっています。

しかしながら、配偶者自身も厚生年金に 20 年以上加入している場合には、「そんなにもらえるのなら扶養手当はいらないね」ということで、加給年金支給停止となってしまいます。

配偶者が年金をもらえるようになるまで加給年金支給停止

加給年金の解説においては、便宜上「夫婦共に 20 年以上厚生年金に加入している時」というような書き方をすることもあります。正しくは配偶者が当該 20 年以上加入する厚生年金を受給できる時に支給停止となります。

夫が 59 歳で妻が 50 歳。夫婦共に厚生年金に 20 年以上加入しているのでしたら、まずは夫が 60 歳以降年金の 1 階部分が支給されるときに、加給年金の支給が開始されます。

いつまで？

妻が自分の厚生年金を受給できるときまで…。

60 歳から特別支給の老齢厚生年金をもらえるのでしたら、60 歳になったら夫に支給されていた加給年金が支給停止となります。

ということは・・・夫婦揃って厚生年金に20年以上加入しているような場合には、年の差夫婦の方が、より長い期間加給年金を受給できる可能性があるということです。

妻の厚生年金に1階部分が支給されても・・・

加給年金は、厚生年金の1階部分(定額部分)が支給されたときに支給が開始されますが、妻自身の定額部分の年金が支給されたときに、夫が20年以上加入している厚生年金の受給をしている時には、加給年金は支給停止となります。つまり、夫婦揃って加給年金が支給停止となるわけです。

厚生年金加入15年なのに、夫の加給年金が支給停止になることもある？

ご相談・ご質問

私(妻)は36歳以降、飛び飛びながら厚生年金に加入して14年になります。聞いた話では、私の場合15年で「**中高齢の特例**」というものに該当するために、厚生年金に加入し続けると、夫に支給されている加給年金が支給停止になってしまうとのことなのです。これはいったいどのようなことなのでしょう？

また、もし私が中高齢の特例に該当した場合には、夫に支給されている加給年金はいつから支給停止になるのでしょうか？

お答え

妻の中高齢の特例と、夫の加給年金の支給停止

夫が厚生年金に20年(原則)以上加入していて妻が専業主婦である場合、家族手当の意味合いで、厚生年金から「加給年金」が夫の年金に加算されます。

しかし、妻自身が原則20年以上厚生年金に加入している場合、十分な年金をもらえるとみなされて、夫の加給年金の支給は停止されてしまうこととなります。ここで、「20年以上の厚生年金加入」がミソになります。

古い制度のなごりによって、生年月日が昭和22年4月1日以前生まれの人については35歳以降の厚生年金の加入期間が15年でも、厚生年金20年加入とみなされることになるのです。

そうすると、妻自身の年金が増える(定額部分が20年として計算される)良い面がある一方で、夫に支給されている加給年金は支給停止となってしまふことに・・・ということは、妻自身が本来65歳になればもらえていたであろう振替加算という老齢基礎年金の加算ももらえないということにあるわけです。なお、中高齢の特例は次のようになっています。

- ・昭和22年4月1日以前生まれ＝35歳以降の厚生年金加入期間15年
- ・昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生まれ＝35歳以降の厚生年金加入期間16年
- ・昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生まれ＝35歳以降の厚生年金加入期間17年
- ・昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生まれ＝35歳以降の厚生年金加入期間18年
- ・昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれ＝35歳以降の厚生年金加入期間19年
- ・昭和26年4月2日以降生まれの方に関しては、原則どおり20年となります。

該当したら加給年金はいつから支給停止になるのか

現在妻は60歳未満。夫の年金にはすでに加給年金が支給されている。その状態で、妻が中高齢の特例(もしくは単に厚生年金加入20年)に該当。このような場合には、妻自身の年金の受給権を得るとき・・・妻60歳のとき夫の加給年金の支給は停止となります。たとえ報酬比例部分だけの年金しか受給していなくとも、取り扱いは同じです

厚生年金の受給手続き後に結婚したら加給年金は支給される？

ご相談・ご質問

私は59歳の男性(独身)です。20歳から会社員で厚生年金には40年近く加入しています。同期の男性の話では、妻がいると加給年金という年金のプラスアルファがもらえるそうですが・・・実は、今お付き合いしている年下の女性がいるのですが、いずれ結婚しようと考えています。その場合に、厚生年金の手続きが終わってから結婚しても、加給年金は年金に加算されるのでしょうか？それとも、厚生年金の手続き前に結婚しなければ加給年金はもらえない？

お答え

裁定請求手続きと加給年金の受給

熟年結婚・・・その配偶者を対象とした加給年金がもらえるかどうか。これは、加給年金をもらえる人(主に夫)の年金のステージによってももらえるかどうかが変わってきます。
(ここでは婚姻の時期以外の要件はすべてクリアするものとします。)

60 歳前に結婚した場合の加給年金

60 歳までに結婚をして、60 歳の特別支給の老齢厚生年金の裁定請求時においてすでに配偶者がいる場合、その取り扱いは、長年夫婦生活を続けていた人と同様のものとなります。20 歳の時に結婚している人も、59 歳で結婚した人も、加給年金は同額です。

60 歳以降、厚生年金定額部分支給前までに結婚した場合の加給年金

このケースに該当する人は、特別支給の老齢厚生年金が支給される人で、60 歳以降、先に報酬比例部分が支給され、その後定額部分が支給される人です。60 歳時点(厚生年金報酬比例部分の支給開始時点)の裁定請求手続きのときに配偶者がいない場合でも、定額部分支給開始前までに配偶者がいれば加給年金が支給されますので、定額部分の支給開始までに『老齢厚生年金・退職共済年金加給年金額加算開始事由該当届』を社会保険事務所に提出し、加給年金を受給する運びになります。

厚生年金の定額部分支給開始後に結婚した場合の加給年金

厚生年金の定額部分が支給され始めてから結婚した場合には、もはや加給年金を受給することはできなくなります。

生年月日によって特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢は異なりますので、熟年結婚を考えている方は、自分の定額部分の支給開始年齢も把握しておいた方がよいかもしれません。

なお、当然ながら厚生年金に 20 年以上(原則)加入していなければ加給年金は支給されません。 ちなみに・・・

加給年金は離婚によって権利が消滅してしましますが、加給年金が妻の振替加算に移った場合、その後離婚をしても妻の振替加算は消滅することはありません。

妻が無年金の場合、夫の加給年金は妻の振替加算に変わる？

ご相談・ご質問

私(夫 67 歳)は国民年金の老齢基礎年金と、厚生年金の老齢厚生年金を受給しています。妻を対象とする加給年金も受給していますが、妻がもうすぐ 65 歳になるために年金額が下がると聞いています。

本来ならば「加給年金」は形を変えて「振替加算」という妻の年金の一部になるそうですが、妻は年金の受給資格が合算対象期間を入れても 20 年しかなく、65 歳からも無年金となります。

現在のところ任意加入をして、69 歳以降には年金がもらえるようになる予定なのですが、振替加算の取り扱いは、どのようになるのでしょうか？

お答え

振替加算は原則 25 年の年金受給資格が必要

通常、夫の厚生年金にて支給されている加給年金は、妻が 65 歳になると『振替加算』として妻の老齢基礎年金(国民年金)に上乗せされるようになっています。

※加給年金と同額ではなく、妻の生年月日によって減額された額です。ただし、これは妻が老齢基礎年金の受給資格者である場合の話です。

振替加算は、老齢基礎年金に上乗せされる性格のもので、土台となる老齢基礎年金がもらえないときには、この振替加算は一銭ももらえません。

もともと、老齢基礎年金(国民年金)がいくら以上必要というような決まりはありません。

合算対象期間だけでも振替加算はもらえる

保険料納付済期間や保険料免除期間(学生納付特例期間を除く)がなく、合算対象期間および学生納付特例期間のみが 25 年以上という人は老齢基礎年金の受給権はありませんが、振替加算の要件を満たす人には老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして振替加算相当額の老齢基礎年金が支給されるという取り扱いになっています。

老齢基礎年金の受給資格がないならば、満たした時からの受給

妻が 65 歳になり老齢基礎年金の受給資格がないというような場合には、特例任意加入などにより受給資格を満たすようになった時から老齢基礎年金+振替加算を受給できます。

(夫が配偶者対象の加給年金を受給できる要件を現に満たす場合。)

障害基礎年金と老齢厚生年金の併給で、加給年金はダブルでもらえる？

ご相談・ご質問

平成 18 年 4 月から、65 歳以上の方の障害基礎年金と老齢厚生年金の併給が可能になったそうですが、例えば 15 歳の子がいて、障害基礎年金でも老齢厚生年金でも加給年金の加算の対象となっていた場合、子を対象とした加給年金が 2 つになるのでしょうか？

お答え

障害基礎年金と老齢厚生年金の併給

平成 18 年の 4 月から、障害基礎年金と老齢厚生年金の併給が可能になりました。それまでは障害基礎年金をもらう人は老齢厚生年金を受給できず、「障害基礎年金」を受給するか「老齢基礎年金＋老齢厚生年金」を受給するかの選択でした。

しかし、これでは障害を持ちながら頑張っている人の就業意欲の減退につながるという事で、平成 18 年 4 月からは厚生年金の保険料の拠出を生かすべく、老齢厚生年金との併給も可能となったのです。

18 歳未満の子を対象とする加給年金が 2 つ？

上記のように障害基礎年金と老齢厚生年金の併給を選択する場合で、18 歳未満の子が加給年金の加算の対象となっているときには、障害基礎年金における子に対する加給年金の加算が優先され、老齢厚生年金の子に対する加算は支給停止となるのです。

その他

なお、「障害基礎年金と退職共済年金」でも考え方は同じです。

また、このような併給を申請する場合には選択申出書を社会保険事務所に提出することになります。

加給年金額対象の子・配偶者の死亡時の届出は？

ご相談・ご質問

加給年金額の対象になっていた配偶者が亡くなった時、必要な年金の届出は？

お答え

加算額・加給年金額対象者不該当届

国民年金(厚生年金保険)加算額・加給年金額対象者不該当届を社会保険事務所に提出します。

加算額・加給年金額対象者不該当届を提出する場面

加給年金支給の対象となっていた子供や配偶者について、死亡以外にも次のような事項に該当する時には、加算額・加給年金額対象者不該当届を提出しなければなりません。

- 死亡した時
- 受給権者によって生計が維持されなくなった時
- 配偶者と離婚した時
- 養子となった時(事実上の養子も含む)
- 離縁した時
- 婚姻をした時(事実婚も含む)
- 障害状態にない子供が18歳到達日以後の最初の3月31日を迎えた時
- 障害状態にある子供が障害状態ではなくなった時(18歳到達日以後の最初の3月31日までにある子供は除く)
- 子供が20歳に到達(障害)

ただし、子供が18歳到達年度末を迎えた時、または障害状態にある子供が20歳を迎えた時については、届出は要しないとされています。これは、年齢は時が経てば誰でも同じだけ年を取るということで、役所で把握できるためです。

しかし、そのような時にも万が一加給年金の支払が続いている時には、間違いかもしれませんので、いずれにしろ社会保険事務所等で問い合わせる必要はあるでしょう。もし、加給年金を余分に受けとっていたならば、後で返却しなければなりません。

加算額・加給年金額対象者不該当届の提出先

住所地を管轄する社会保険事務所(最寄りの社会保険事務所、社会保険事務局の事務所または年金相談センターでも可)加算額・加給年金額対象者不該当届の提出期限

- 厚生年金の加算対象者:10日以内
- 国民年金の加算対象者:14日以内

添付書類

なし

提出者

受給権者(加給年金が加算されている人)

加算額・加給年金額対象者不該当届の記載事項

- 受給権者の基礎年金番号・年金コード
- 受給権者の生年月日
- 不該当者の(以下同じ)不該当となった日にち
- 不該当となった事由
- 氏名
- 生年月日
- 受給権者との続柄
- その他受給権者の氏名・住所等

※生年月日欄においては、一桁数字の前に0を記入して「02月」というようにします。

(妻)老齢基礎年金を繰り下げたら、加給年金→振替加算はどうなりますか？

ご相談・ご質問

(妻)老齢基礎年金を繰り下げたら、夫の加給年金が振り替わる振替加算は支給されるのでしょうか？ また、振替加算も一緒に繰り下げのでしょうか？

お答え

老齢基礎年金の繰り下げと振替加算

妻が老齢基礎年金を65歳から繰り下げている間は、振替加算は支給停止になります。その期間の振替加算は、支給されないのです。

振替加算とは？

振替加算は、夫の加給年金形を変えて(減額されて)妻に支給されるものです。

条件は、妻に年金の受給資格があることと、妻の年齢が 65 歳になることですが、妻の老齢基礎年金を繰り下げている間は受け皿がない状態になりますので 振替ができないのです。そのため、夫に加給年金が出るような夫婦の場合は、この支給停止のことも計算に入れて、繰り下げるかどうかを決定する必要があります。

(夫)老齢厚生年金を繰り下げたら、加給年金はどうなりますか？

ご相談・ご質問

(夫)老齢厚生年金を繰り下げたら、加給年金はどうなりますか？

お答え

加給年金の支給は停止に

老齢厚生年金を 65 歳から繰り下げている間は、加給年金の支給は停止されます。その期間の加給年金は、支給されないのです。65 歳までの特別支給の老齢厚生年金において加給年金が出ていた人は、65 歳の繰り下げ選択のときから、その後の繰り下げの申し出の時まで、加給年金の支給がストップ。その後また条件次第で加給年金が出るかどうかが決まります。そのため、繰り下げをしても、トータルで考えればマイナスになることも考えられますので、65 歳になったらどちらが得をするのかを検討するとよいと思います。